

新

旧

(2) 廃棄物処理に関わる情勢と課題

第5次廃棄物処理計画を策定した令和2(2020)年以降の廃棄物処理に関わる情勢及び課題は次のとおりです。

ア カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)

地球規模の課題である気候変動問題の解決には、温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡(カーボンニュートラル)を図る必要があるため、世界各国で2050年~2070年代のカーボンニュートラル実現に向けた取組を進めています。

我が国においても、令和2(2020)年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。この宣言を踏まえ、廃棄物・資源循環分野における基本的な考え方を整理し、令和3(2021)年8月に、「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」を策定しました。

この中で、カーボンニュートラルの実現に向けて廃棄物・環境循環分野が果たす役割として、3R・熱回収を通じて温室効果ガス排出・エネルギー消費量の削減に貢献が可能とされ、各分野において循環経済アプローチの推進などにより資源効率向上が重要とされています。

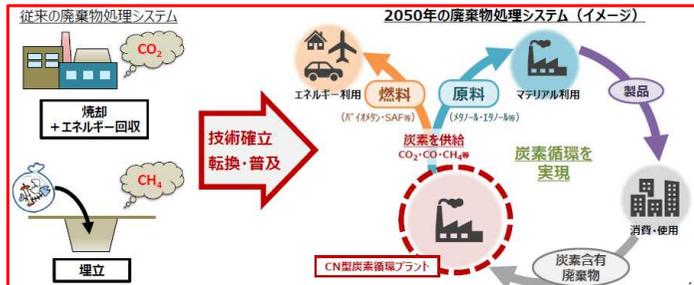
3R・熱回収の取組は、以下のとおりです。

- ①リデュース、リニューアブル (Reduce・Renewable)
 - ・バイオマス化、再生材利用の高度化促進 等
- ②リユース、リサイクル (Reuse・Recycle)・排ガスの活用
 - ・プラスチック資源循環促進法に基づく円滑なリサイクル 等
- ③リカバリー (Recovery) ※廃棄物発電や熱利用など
 - ・広域化・集約化によるエネルギー回収効率の向上とコスト低減 等

トピック:カーボンニュートラルの実現に向けた廃棄物処理システムの方向性とは

プラスチック等の焼却によるCO₂等の温室効果ガスの排出を最小化し、廃棄物中の炭素を安定的・効率的に回収して温室効果ガス排出実質ゼロを目指す。

国内では、広域・集約型の処理や廃棄物の種類に合わせた方法による分散型の処理が相補的に機能する、安定的・効率的な処理システムの構築が求められる。



【資料】環境省「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現」プロジェクトの研究開発・社会実装の方向性)

(2) 廃棄物処理に関わる情勢と課題

第5次廃棄物処理計画を策定した令和2(2020)年以降の廃棄物処理に関わる情勢及び課題は次のとおりです。

ア カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)

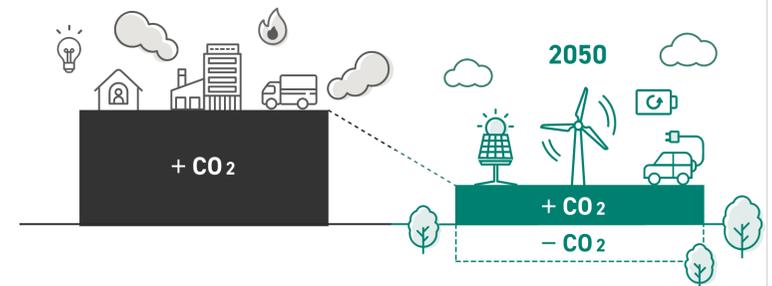
地球規模の課題である気候変動問題の解決には、温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡(カーボンニュートラル)を図る必要があるため、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

我が国においても、令和2(2020)年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、これに伴い令和3(2021)年6月には、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しました。

当該戦略においては、プラスチック資源循環戦略として、令和12(2030)年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入するため、リサイクル技術の開発を推進する他、廃棄物処理施設の広域化・集約化や低質ごみでの高効率エネルギー回収を確保するための技術開発を推進しています。

トピック:カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を「全体としてゼロ」にすることです。しかし、できる限り排出量を減らすことはできても、温室効果ガスの排出を完全にゼロにすることは現実的には困難であるため、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



【資料】環境省「脱炭素ポータル」)

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の観点から求められる対応



目標 9
「産業と技術革新の基盤を作ろう」
9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。

目標 11
「住み続けられるまちづくりを」
11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

目標 12
「つくる責任 つかう責任」
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

目標 13
「気候変動に具体的な対策を」
13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

目標 14
「海の豊かさを守ろう」
14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

【参考】プラスチックごみ対策と食品ロス削減に向けて持続可能な開発目標（SDGs）の観点から求められる対応



目標 11
「住み続けられるまちづくりを」
11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

目標 12
「つくる責任 つかう責任」
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

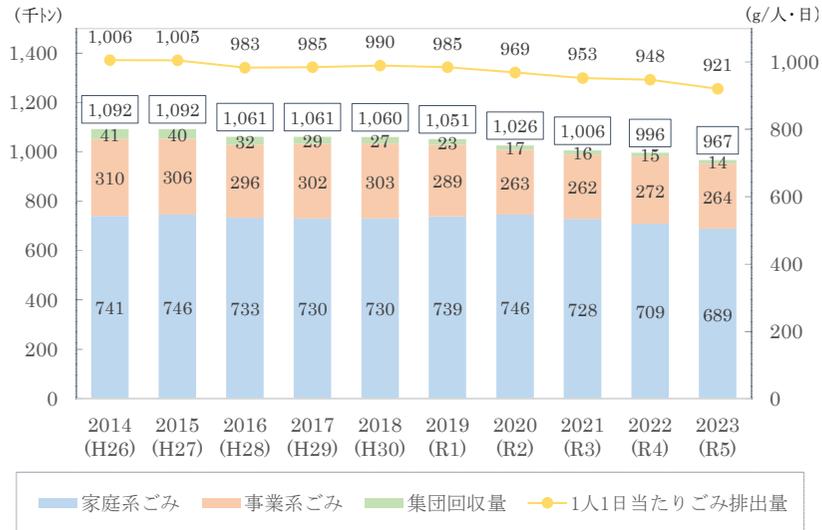
目標 13
「気候変動に具体的な対策を」
13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

目標 14
「海の豊かさを守ろう」
14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

あります。令和5（2023）年度では921グラムと、平成30（2018）年度から69グラム減少し、7.0%減少しています。

人口減少や3R推進等による県民の削減努力等により減少傾向にあります。

〔図表2〕ごみの排出・処理状況の推移（過去10年間）



※ 計算式：1人1日当たりのごみ排出量 = $\frac{\text{ごみ排出量}}{\text{計画収集人口} \times 365}$

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

ウ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、分別収集して回収された資源ごみや事業活動から生じる一般廃棄物の事業系ごみを含めない指標であり、排出削減努力に加え、県民による分別収集等の3R推進の取組状況を反映できる指標です。

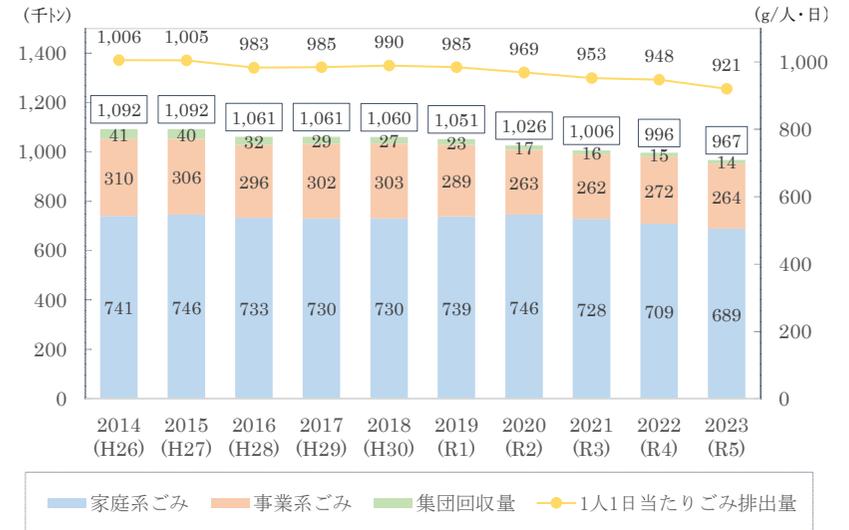
コロナ禍の影響により、令和元（2019）年度頃は増加傾向となりましたが、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度では減少傾向に転じています。

なお、国全体の傾向と比例した傾向ではありますが、国全体よりも県内の排出量は約20%多い状況にあります。これは、本県の特徴として1住宅当たりの敷地面積が全国1位（総務省「令和5年住宅・土地統計調査」）であり、個人の敷地から発生する木・枝等が多いことや、茨城県においてプラスチックごみの分別収集が全国と比較して進んでいないことが、排出量に影響しているものと考えられます。

あります。令和5（2023）年度では921グラムと、平成30（2018）年度から69グラム減少し、7.0%減少しています。

人口減少や3R推進等による県民の削減努力等により減少傾向にあります。

〔図表2〕ごみの排出・処理状況の推移（過去10年間）



※ 計算式：1人1日当たりのごみ排出量 = $\frac{\text{ごみ排出量}}{\text{計画収集人口} \times 365}$

〔資料〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（各年度）」

ウ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、分別収集して回収された資源ごみや事業活動から生じる一般廃棄物の事業系ごみを含めない指標であり、排出削減努力に加え、県民による分別収集等の3R推進の取組状況を反映できる指標です。

コロナ禍の影響により、令和元（2019）年度頃は増加傾向となりましたが、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度では減少傾向に転じています。

なお、国全体の傾向と比例した傾向ではありますが、国全体よりも県内の排出量は約20%多い状況にあります。これは、茨城県において、プラスチックごみの分別収集が全国と比較して進んでいないことや、本県の特徴として個人の敷地から発生する木・枝等が多いことが影響しているものと考えられます。

③ 循環型社会形成に係る共通課題

循環型社会の形成に向けては、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の実現を見据え、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、それぞれ主体的に取り組んでいくことが求められます。

このため、県が、廃棄物を排出する側と処理する側の双方に関わり合いをもちながら総合的な舵取りを行い、循環型社会形成に向けた各主体の取組の促進が必要となっています。

(2) 施策展開の方向性（施策の柱）

本計画においては、循環経済への移行と、前期計画に引き続き持続可能な循環型社会の形成を基本理念として、その実現に向けた施策を展開していくこととします。

そのための課題に対応し、次のとおり3つの方向性と2つの重点項目を設定し、方向性と重点項目ごとの施策の柱立てを行います。

【本計画における施策の柱】



③ 循環型社会形成に係る共通課題

循環型社会の形成に向けては、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の実現を見据え、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、それぞれ主体的に取り組んでいくことが求められます。

このため、県が、廃棄物を排出する側と処理する側の双方に関わり合いをもちながら総合的な舵取りを行い、循環型社会形成に向けた各主体の取組の促進が必要となっています。

(2) 施策展開の方向性（施策の柱）

本計画においては、循環経済への移行と、前期計画に引き続き持続可能な循環型社会の形成を基本理念として、その実現に向けた施策を展開していくこととします。

そのための課題に対応し、次のとおり3つの方向性と2つの重点項目を設定し、方向性と重点項目ごとの施策の柱立てを行います。

【本計画における施策の柱】



方向性 1 : 3Rの促進・推進

- ① 県民の3Rの促進
県民の主体的な3R行動（特に2R（発生抑制、再使用））の促進を図ります。
- ② 事業者の3Rの促進
排出事業者による主体的かつ積極的な3Rの取組を促進します。
- ③ 市町村の3Rの促進
市町村による地域の特性に応じた3Rの取組を促進します。

方向性 2 : 廃棄物適正処理の推進

- ① 不法投棄対策の強化
不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、監視体制や関係機関等との連携強化により、未然防止や拡大防止、また、事案の早期解決を図るとともに、建設残土等による土地の埋立て行為の適正化を図ります。
- ② 排出事業者責任の徹底
排出事業者責任による廃棄物の適正処理を推進します。
- ③ 適正処理・適正保管体制の整備
処理業者における適正処理の徹底等により、廃棄物処理に対する県民等の信頼性の向上に努めます。
- ④ 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等
太陽光パネルの再資源化やリチウムイオンの適正処理等について、連携した処理体制確立や各種支援に向けて国の動向を注視し検討を進めます。

方向性 3 : 持続可能な廃棄物処理の推進

- ① 一般廃棄物処理施設の整備 支援
市町村や一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の整備に係る支援や、複数市町村等による広域的処理の促進を図ります。
- ② 産業廃棄物最終処分場の整備
持続可能な循環型社会の形成に不可欠な新産業廃棄物最終処分場の整備を進め、その安定的な確保を図ります。
- ③ 災害廃棄物処理体制の強化
関係者間の連携等により、災害時における廃棄物処理体制の強化を図ります。
- ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進
業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進します。

方向性 1 : 3Rの促進・推進

- ① 県民の3Rの促進
県民の主体的な3R行動（特に2R（発生抑制、再使用））の促進を図ります。
- ② 事業者の3Rの促進
排出事業者による主体的かつ積極的な3Rの取組を促進します。
- ③ 市町村の3Rの促進
市町村による地域の特性に応じた3Rの取組を促進します。

方向性 2 : 廃棄物適正処理の推進

- ① 不法投棄対策の強化
不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、監視体制や関係機関等との連携強化により、未然防止や拡大防止、また、事案の早期解決を図るとともに、建設残土等による土地の埋立て行為の適正化を図ります。
- ② 排出事業者責任の徹底
排出事業者責任による廃棄物の適正処理を推進します。
- ③ 適正処理・適正保管体制の整備
処理業者における適正処理の徹底等により、廃棄物処理に対する県民等の信頼性の向上に努めます。
- ④ 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等
太陽光パネルの再資源化やリチウムイオンの適正処理等について、連携した処理体制確立や各種支援に向けて国の動向を注視し検討を進めます。

方向性 3 : 持続可能な廃棄物処理の推進

- ① 一般廃棄物処理施設の整備 促進
市町村や一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の整備に係る支援や、複数市町村等による広域的処理の促進を図ります。
- ② 産業廃棄物最終処分場の整備
持続可能な循環型社会の形成に不可欠な新産業廃棄物最終処分場の整備を進め、その安定的な確保を図ります。
- ③ 災害廃棄物処理体制の強化
関係者間の連携等により、災害時における廃棄物処理体制の強化を図ります。
- ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進
業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進します。

【コラム1】エコ・ショップ

茨城県では市町村と連携のもと、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

エコ・ショップ認定要件となる取組内容例
環境にやさしい商品の積極的な販売 (エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入商品等)
環境にやさしい商品コーナーの設置
包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
レジ袋の削減のための買物かご等持参の促進
取扱商品の修理等の実施
広告チラシ等への再生紙の使用
空き缶の店頭回収の実施
空きビンの店頭回収の実施
紙パック容器の店頭回収の実施
トレイの店頭回収の実施
ペットボトルの店頭回収の実施
その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施
例) チラシやレシート等の電子化、商品のばら売り、古紙や生ごみ・廃食用油のリサイクルなど
エコショップ認定ステッカー
 

■ 集団回収表彰制度の推進

地域において市町村と協力し資源ごみの集団回収を積極的に実施している団体等に対する顕彰制度により、優良な団体を表彰して、その活動内容を広く発信します。

■ 衣類の再資源化の促進 新規

衣類の大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷について国際的な問題となっており、生産から着用、廃棄に至るまで、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮したサステナブル(持続可能)な取組(サステナブルファッション)が求められています。

市町村による衣類の再資源化の取組状況など、情報発信等により、県民の3R行動を促進していきます。

【コラム1】エコ・ショップ

茨城県では市町村と連携のもと、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

エコショップ認定店の取組内容例
環境にやさしい商品の積極的な販売 (エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入商品等)
環境にやさしい商品コーナーの設置
包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
レジ袋の削減のための買物かご等持参の促進
取扱商品の修理等の実施
広告チラシ等への再生紙の使用
空き缶の店頭回収の実施
空きビンの店頭回収の実施
紙パック容器の店頭回収の実施
トレイの店頭回収の実施
ペットボトルの店頭回収の実施
その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施
エコショップ認定ステッカー
 

■ 集団回収表彰制度の推進

地域において市町村と協力し資源ごみの集団回収を積極的に実施している団体等に対する顕彰制度により、優良な団体を表彰して、その活動内容を広く発信します。

■ 衣類の再資源化の促進 新規

衣類の大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷について国際的な問題となっており、生産から着用、廃棄に至るまで、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮したサステナブル(持続可能)な取組(サステナブルファッション)が求められています。

市町村による衣類の再資源化の取組状況など、情報発信等により、県民の3R行動を促進していきます。

【コラム4】 廃食用油の再資源化事例

●日立市の事例

日立市では、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 21（2009）年より、一般家庭から排出される廃食用油を拠点回収し、平成 27（2015）年からは石鹸やインク塗料などへの再利用・リサイクルに取り組んできました。

令和 6（2024）年からは、回収した廃食用油を航空燃料「SAF」として再資源化する新たな取組へ移行するため ENEOS 株式会社及び株式会社吉川油脂と連携協定を締結し、新たな取組を開始しています。

《廃食油の資源循環の概要》



《市内の交流センターにおける回収の様子》



【資料】茨城県日立市ホームページ「ご家庭で使い終わった食用油（廃食用油）を回収しています」

●水戸市の事例

水戸市においても、「SAF」等への再資源化のため、廃食用油の回収を行っており、回収にあたっては、繰り返し利用可能なリターナブルボトルを活用し、取組を進めております。



【資料】茨城県水戸市 HP「ご家庭で使ったその油、SAF（航空燃料）に生まれ変わります！」

【コラム4】 廃食油の再資源化事例（日立市）

日立市では、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 21（2009）年より、一般家庭から排出される廃食用油を拠点回収し、平成 27（2015）年からは石鹸やインク塗料などへの再利用・リサイクルに取り組んできました。

令和 6（2024）年からは、回収した廃食用油を航空燃料「SAF」として再資源化する新たな取組へ移行するため ENEOS 株式会社及び株式会社吉川油脂と連携協定を締結し、新たな取組を開始しています。

《廃食油の資源循環の概要》



《市内の交流センターにおける回収の様子》



【資料】茨城県日立市ホームページ「ご家庭で使い終わった食用油（廃食用油）を回収しています」

【コラム5】 剪定枝等の再資源化事例

（霞台厚生施設組合（構成市町：石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町））

霞台厚生施設組合クリーンセンターでは、草木類の直接搬入を受け付けており、持ち込まれた草木類は、破碎・チップ化後、堆肥として再資源化されています。

市町村や警察と連携したパトロールの実施、民間警備会社への監視業務委託などにより、監視を強化することで違反行為者を特定し、行政指導や是正命令等の資料として活用する他、不法投棄等重要監視ルートにおける休日夜間の巡回によって不法投棄等の抑止に努めます。

■ 監視体制の強化（その他）

不法投棄防止強調月間（6月、11月）を設定し、警察や市町村等の関係機関と連携の下、集中的なパトロール等を実施するほか、発見時の早期通報や土地所有者による土地の適切な管理に関する県民等への啓発を行います。

また、一斉車両検査では、廃棄物や土砂等を積載した車両の聞取り指導等を行うことにより、事案発生の予防に努めます。

■ 不適正事案の早期対応

無許可の残土処分など悪質な事案に対しては、警察と連携しWebカメラによる常時監視やドローンによる上空からの監視をアピールすることで違反行為の継続抑止を図り、廃棄物等の自動計測や搬入車両の追尾等により客観的証拠を収集し、行為者の検挙につなげます。

■ 規制や罰則の強化について国への働きかけ

不適正事案に対する規制や罰則の強化について、国への要望として、災害防止を目的とする盛土規制法の制定にとどまらず、土砂等の性質など生活環境保全上の問題についての法整備を要望してまいります。

■ 一般廃棄物のポイ捨て対策

資源の有効利用の促進の対応に努め、環境保全に対する意識の醸成をねらいとして、県内の統一美化キャンペーンを実施します。

環境美化活動等への県民の参加を促すほか、市町村と連携したごみ散乱防止等の普及啓発により、環境保全・環境美化に関する意識啓発を図ります。

【項目2】排出事業者責任の徹底

法に定める排出事業者責任の重要性に鑑み、コンプライアンス遵守に基づいた事業者による廃棄物の適正処理を推進します。

■ 電子manifesto利用の拡大

排出事業者に対して、電子manifesto制度の普及を図ります。そのため、産業廃棄物の受入側である処理業者について、（一社）茨城県産業資源循環協会と協力して、産業廃棄物処理業者に対する講習会を実施し、電子manifestoに関する理解

市町村や警察と連携したパトロールの実施、民間警備会社への監視業務委託などにより、監視を強化することで違反行為者を特定し、行政指導や是正命令等の資料として活用する他、不法投棄等重要監視ルートにおける休日夜間の巡回によって不法投棄等の抑止に努めます。

■ 監視体制の強化（その他）

不法投棄防止強調月間（6月、11月）を設定し、警察や市町村等の関係機関と連携の下、集中的なパトロール等を実施するほか、発見時の早期通報や土地所有者による土地の適切な管理に関する県民等への啓発を行います。

また、一斉車両検査では、廃棄物や土砂等を積載した車両の聞取り指導等を行うことにより、事案発生の予防に努めます。

■ 不適正事案の早期対応

無許可の残土処分など悪質な事案に対しては、警察と連携しWebカメラによる常時監視やドローンによる上空からの監視をアピールすることで違反行為の継続抑止を図り、廃棄物等の自動計測や搬入車両の追尾等により客観的証拠を収集し、行為者の検挙につなげます。

■ 規制や罰則の強化について国への働きかけ

不適正事案に対する規制や罰則の強化について、国へ法整備を働きかけるとともに、県残土条例については、盛土規制法の運用開始（令和7（2025）年4月1日（水戸市除く））に合わせて、残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえて改正した残土条例を施行します。

■ 一般廃棄物のポイ捨て対策

資源の有効利用の促進の対応に努め、環境保全に対する意識の醸成をねらいとして、県内の統一美化キャンペーンを実施します。

環境美化活動等への県民の参加を促すほか、市町村と連携したごみ散乱防止等の普及啓発により、環境保全・環境美化に関する意識啓発を図ります。

【項目2】排出事業者責任の徹底

法に定める排出事業者責任の重要性に鑑み、コンプライアンス遵守に基づいた事業者による廃棄物の適正処理を推進します。

■ 電子manifesto利用の拡大

排出事業者に対して、電子manifesto制度の普及を図ります。そのため、産業

■ 火災原因となるリチウムイオン電池等の適正処理 **新規**

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品の混入が原因とみられる収集運搬車両、廃棄物の保管場所及び廃棄物処理施設での火災発生事故が多発しています。

不要になったリチウムイオン電池・リチウムイオン電池使用製品の廃棄については、市町村における回収体制の整備を促進するとともに、排出者において分別が徹底されるよう、市町村と連携し普及啓発を進めます。

また、市町村等が一般廃棄物処理施設を整備するにあたって消火設備等の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、積極的な活用を呼びかけていきます。

【コラム6】リチウムイオン電池等の廃棄時の危険性

火災事故等を防ぐため、ご家庭で不要になったリチウム蓄電池等は、お住いの市町村のごみ捨てルールに従って、処分していただくなど、県民一人一人の心がけが必要です。

環境省では、以下のとおり啓発動画や啓発ポスターを作成し、適切な廃棄を呼びかけております。

《リチウムイオン電池が使用されている製品例と環境省啓発ポスター》



[資料]環境省リチウム蓄電池関係 HP

《環境省啓発動画》

- ・なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Long ver.）
<https://youtu.be/7bEtqhTPvjI>
- ・なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Short ver.）
<https://youtu.be/wycH6IQFmvM>

■ 高齢化社会への対応

在宅医療によって家庭で処理することが必要な医療廃棄物や、紙おむつ、使用済みのマスク等の感染リスクがあるごみの処理に関する正しい知識等について、市町村と協力して情報提供を行います。

また、高齢化社会に対応したごみ収集運搬等に関する事例等について、県民や市町村等へ情報提供を行い、ごみ処理体制の構築を支援するとともに、国が検討を進めている紙おむつのリサイクルについては、国の発信する情報等を収集し、市町村へ提供してまいります。

■ 火災原因となるリチウムイオン電池等の適正処理 **新規**

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を含む製品の混入が原因とみられる収集運搬車両、廃棄物の保管場所及び廃棄物処理施設での火災発生事故が多発しています。

不要になったリチウムイオン電池・電池使用製品の廃棄については、市町村における回収体制の整備を促進するとともに、排出者において分別が徹底されるよう、市町村と連携し普及啓発を進めます。

また、市町村等が一般廃棄物処理施設を整備するにあたって消火設備等の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、積極的な活用を呼びかけていきます。

【コラム6】リチウムイオン電池等の廃棄時の危険性

火災事故等を防ぐため、ご家庭で不要になったリチウム蓄電池等は、お住いの市町村のごみ捨てルールに従って、処分していただくなど、県民一人一人の心がけが必要です。

環境省では、以下のとおり啓発動画や啓発ポスターを作成し呼びかけております。

《リチウムイオン電池が使用されている製品例と環境省啓発ポスター》



[資料]環境省リチウム蓄電池関係 HP

《環境省啓発動画》

- ・なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Long ver.）
<https://youtu.be/7bEtqhTPvjI>
- ・なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Short ver.）
<https://youtu.be/wycH6IQFmvM>

■ 高齢化社会への対応

在宅医療によって家庭で処理することが必要な医療廃棄物や、紙おむつ、使用済みのマスク等の感染リスクがあるごみの処理に関する正しい知識等について、市町村と協力して情報提供を行います。

また、高齢化社会に対応したごみ収集運搬等に関する事例等について、県民や市町村等へ情報提供を行い、ごみ処理体制の構築を支援します。

方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進

【項目1】一般廃棄物処理施設の整備支援

生活環境の保全を確保するために欠かすことのできない社会インフラの一つである一般廃棄物処理施設について、安定的な維持・管理を図ります。

■ 循環型社会形成推進交付金活用等による市町村の廃棄物処理施設整備支援

市町村における廃棄物の3Rや適正処理、災害廃棄物対策に係る基幹的施設である一般廃棄物処理施設については、持続可能で廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を確保するため、国の交付金制度に関する情報提供を行い、施設整備を実施する自治体については、交付申請等必要な手続きに対する助言等を行うことで施設整備や老朽化対策の促進を図ります。

■ 広域的なごみ処理の促進

人口減少時代における安定的かつ効率的な処理体制の構築と再生利用を促進する観点から、令和4（2022）年3月にごみ処理広域化計画の見直しを行いました。

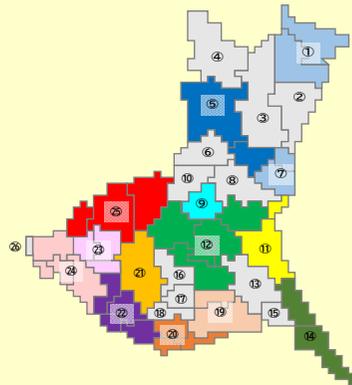
各市町村において、広域化の検討が進められているか、状況を把握し、必要に応じて技術的助言を行います。

【コラム7】広域化の状況

現在、茨城県のごみ処理は27ブロックで行われております。⑪の銚田市全域及び大洗町については、令和9（2027）年に広域化予定

「茨城県ごみ処理広域化計画」においては、概ね30年後（令和34（2052）年頃）までに、県内のごみ処理ブロックを10ブロックにすることを目標としております。

《県内の広域化の状況》



方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進

【項目1】一般廃棄物処理施設の整備支援

生活環境の保全を確保するために欠かすことのできない社会インフラの一つである一般廃棄物処理施設について、安定的な維持・管理を図ります。

■ 循環型社会形成推進交付金活用等による市町村の廃棄物処理施設整備支援

市町村における廃棄物の3Rや適正処理、災害廃棄物対策に係る基幹的施設である一般廃棄物処理施設については、持続可能で廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を確保するため、国の交付金制度に関する情報提供を行い、施設整備を実施する自治体については、交付申請等必要な手続きに対する助言等を行うことで施設整備や老朽化対策の促進を図ります。

■ 広域的なごみ処理の促進

人口減少時代における安定的かつ効率的な処理体制の構築と再生利用を促進する観点から、令和4（2022）年3月にごみ処理広域化計画の見直しを行いました。

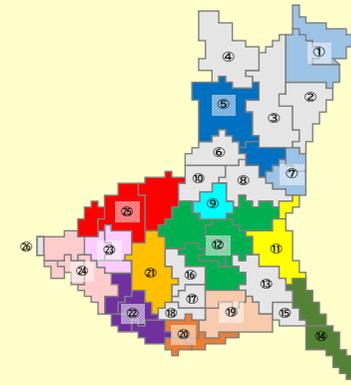
各市町村において、広域化の検討が進められているか、状況を把握し、必要に応じて技術的助言を行います。

【コラム7】広域化の状況

現在、茨城県のごみ処理は27ブロック（⑪は令和9（2027）年予定）で行われております。

「茨城県ごみ処理広域化計画」においては、概ね30年後（令和34（2052）年頃）までに、県内のごみ処理ブロックを10ブロックにすることを目標としております。

《県内の広域化の状況》



③ 廃棄物処理業者

ア 循環型社会形成の担い手として、事業活動を通じて排出事業者責任を補完し、廃棄物の適正処理や循環資源の循環的利用を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- 》 コンプライアンス遵守により、生活環境の保全に配慮した廃棄物の処理を行い、地域環境との調和を図る
- 》 排出事業者等に対し、排出事業者責任が完遂されるために必要な処理工程の実地確認や、県外からの搬入に係る県との事前協議、電子マニフェストの活用等についての助言を行う
- 》 廃棄物処理事業における環境への負荷の低減、省エネルギーや効率的な資源回収、再生エネルギーの有効活用等の技術の高度化や新技術の導入を進める
- 》 廃棄物処理に関する法令、実務に精通するよう自ら研鑽に励むとともに、従事者の資質向上や専門的知見を持つ人材を育成する

イ 廃棄物処理に対する社会的信頼性の向上に貢献することが求められます。

《取組内容の具体例》

- 》 廃棄物の処理状況等の積極的な情報公開、環境学習への協力や地域とのコミュニケーションにより、廃棄物処理の透明化を進め、業界に対する社会的信頼性を向上させる
- 》 優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定取得に努める
- 》 業界全体として、適正価格の維持による廃棄物処理市場の健全化に努めるとともに、不適正な処理や環境犯罪を容認しない気運の醸成を図る
- 》 行政による資源循環や不法投棄防止等の施策に協力する
- 》 BCPの策定等による災害対応力の強化を図るとともに、県、市町村及び処理業者間の連携強化により、災害廃棄物の迅速な処理に協力する
- 》 雇用の創出をはじめ、地域課題の解決や、地域の特色、資源を活かした事業展開等により、地域に新しい価値をもたらす廃棄物処理を創造する

④ 民間団体等

ア NPO法人等の民間団体は、循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、地域住民・事業者をはじめとする関係者間の連携協働のつなぎ手としての役割を果たすことや民間団体等同士のネットワークを構築することが期待されます。

《取組内容の具体例》

- 》 県民の行動変容の後押しになる支援を実施する
- 》 3Rの推進をはじめとする地域における環境保全活動やコミュニティの形成、環境教育や環境学習の開催に努める

③ 廃棄物処理業者

ア 循環型社会形成の担い手として、事業活動を通じて排出事業者責任を補完し、廃棄物の適正処理や循環資源の循環的利用を推進することが求められます。

《取組内容の具体例》

- 》 コンプライアンス遵守により、生活環境の保全に配慮した廃棄物の処理を行い、地域環境との調和を図る
- 》 排出事業者等に対し、排出事業者責任が完遂されるために必要な処理工程の実地確認や、県外からの搬入に係る県との事前協議、電子マニフェストの活用等についての助言を行う
- 》 廃棄物処理事業における環境への負荷の低減、省エネルギーや効率的な資源回収、再生エネルギーの有効活用等の技術の高度化や新技術の導入を進める
- 》 廃棄物処理に関する法令、実務に精通するよう自ら研鑽に励むとともに、従事者の資質向上や専門的知見を持つ人材を育成する

イ 廃棄物処理に対する社会的信頼性の向上に貢献することが求められます。

《取組内容の具体例》

- 》 廃棄物の処理状況等の積極的な情報公開、環境学習への協力や地域とのコミュニケーションにより、廃棄物処理の透明化を進め、業界に対する社会的信頼性を向上させる
- 》 優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定取得に努める
- 》 業界全体として、適正価格の維持による廃棄物処理市場の健全化に努めるとともに、不適正な処理や環境犯罪を容認しない気運の醸成を図る
- 》 行政による資源循環や不法投棄防止等の施策に協力する
- 》 BCPの策定等による災害対応力の強化を図るとともに、県、市町村及び処理業者間の連携強化により、災害廃棄物の迅速な処理に協力する
- 》 雇用の創出をはじめ、地域課題の解決や、地域の特色、資源を活かした事業展開等により、地域に新しい価値をもたらす廃棄物処理を創造する

④ 民間団体等

ア NPO法人等の民間団体は、循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、地域住民・事業者をはじめとする関係者間の連携協働のつなぎ手としての役割を果たすことや民間団体等同士のネットワークを構築することが期待されます。

《取組内容の具体例》

- 》 県民の行動変容の後押しになる支援を実施する
- 》 3Rの推進をはじめとする地域における環境保全活動やコミュニティの形成、環境教育や環境学習の開催に努める

3 施策展開

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エシカル消費や食育などの関連する取組と連携し推進します。

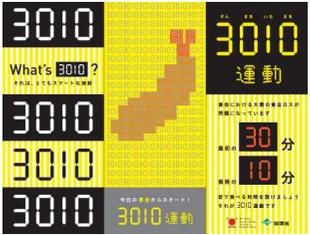
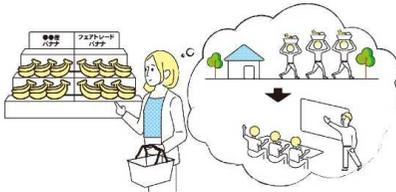
- ① 食品ロス削減に関する学習教材の普及や環境アドバイザーによる環境学習の実施等により、食品ロスの問題を身近な問題として学習する機会を創出します。
- ② 国が設定した「食品ロス削減月間」において、国や他の地方公共団体と協調して社会的気運を高めるため、食品ロス削減に関する情報発信を行うなど、県民の意識醸成に努めます。

新規 ③ 消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンにおける「3010 運動」の推進など、季節ごとの消費の機会を捉えた啓発等を行います。

新規 ④ 人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の取組の一つとして、「食品ロス削減」の普及啓発を行います。

新規 ⑤ 県民への食育普及の取組の一つとして、食品ロス削減に取り組むための普及啓発や、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導を推進します。

新規 ⑥ 家庭内の備蓄を含めた災害時用備蓄食料について、賞味期限の古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品を家庭に備蓄する「ローリングストック」の普及啓発を行います。

3010 (さんまるいちまる) 運動	エシカル消費
<p>「3010 運動」とは、宴会時の食品ロスを削減するため、乾杯後の 30 分間とお開きの 10 分前は自分の席で料理を楽しみましょうと呼び掛けて、食品ロスを削減するものです。一人一人が「もったいない」を心掛けて、宴会をおいしく楽しむ取組です。</p>  <p>[資料] 環境省</p>	<p>「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、私たちが一人一人が、社会的な課題に気付く、日々のお買物を通して、その課題の解決を「我が事」として捉え、自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。</p>  <p>[資料] 消費者庁</p>

3 施策展開

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エシカル消費や食育などの関連する取組と連携し推進します。

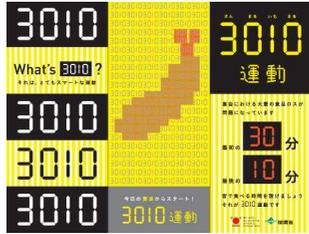
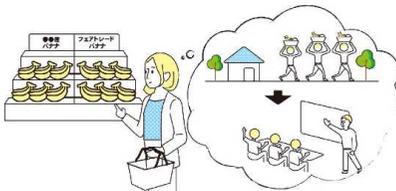
- ① 食品ロス削減に関する学習教材の普及や環境アドバイザーによる環境学習の実施等により、食品ロスの問題を身近な問題として学習する機会を創出します。
- ② 国が設定した「食品ロス削減月間」において、国や他の地方公共団体と協調して社会的気運を高めるため、食品ロス削減に関する情報発信を行うなど、県民の意識醸成に努めます。

新規 ③ 消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンにおける「3010 運動」の推進など、季節ごとの消費の機会を捉えた啓発等を行います。

新規 ④ 人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の取組の一つとして、「食品ロス削減」の普及啓発を行います。

新規 ⑤ 県民への食育普及の取組の一つとして、食品ロス削減に取り組むための普及啓発や、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導を推進します。

新規 ⑥ 家庭内の備蓄を含めた災害時用備蓄食料について、賞味期限切れを防ぎ、食品ロス削減にもつながる「ローリングストック」の普及啓発を行います。

3010 (さんまるいちまる) 運動	エシカル消費
<p>「3010 運動」とは、宴会時の食品ロスを削減するため、乾杯後の 30 分間とお開きの 10 分前は自分の席で料理を楽しみましょうと呼び掛けて、食品ロスを削減するものです。一人一人が「もったいない」を心掛けて、宴会をおいしく楽しむ取組です。</p>  <p>[資料] 環境省</p>	<p>「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、私たちが一人一人が、社会的な課題に気付く、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、「我が事」として自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。</p>  <p>[資料] 消費者庁</p>

(3) 未利用食品等を提供するための活動促進 **新規**

事業活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で使いきれない食品等について、それらを提供するための活動を行う団体等と連携し、積極的な活用を図ります。

- ① 関係者相互の連携のための取組として、食品ロスを抱える事業者と活用したい事業者等とのマッチングを推進します。
- ② 食品寄贈を希望する企業等と、食品受贈を希望する県内の子ども食堂とのマッチングを行うことで、未利用食品等の利活用を促進します。
- ③ 災害時用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前に **子ども食堂やフードバンク活動団体**等へ提供するなどの有効活用を促進します。
- ④ 事業者や団体、市町村が食品ロス削減の一環として実施する食品の寄附（フードドライブ）や、寄附食品回収ボックスの設置状況等を、県ホームページ等を通じて県民に広く周知し、未利用食品等の有効利用を促進します。

フードドライブ	マッチング支援コーディネート窓口
<p>「フードドライブ」とは、家庭で使いきれない食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄附する活動のことです。</p>  <p style="text-align: center;">[資料] 環境省</p>	<p>「マッチング支援コーディネート窓口」とは、県内のフードロスを抱える事業者と活用したい事業者を対象に相談を受け付け、マッチングを支援する窓口です。</p>  <p style="text-align: center;">(令和4（2022）年6月設置)</p>

(4) 市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する支援を行います。

- ① 市町村における地域特性に基づく創意工夫による普及啓発が行われるよう支援を行い、普及啓発活動の裾野を広げます。
- 新規** ② 市町村が行う食品ロス削減に向けた特色ある取組や先進的な事例について、県民や事業者、他市町村に対し発信を行い、連携体制の構築と情報共有を図ります。

(3) 未利用食品等を提供するための活動促進 **新規**

事業活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で使いきれない食品等について、それらを提供するための活動を行う団体等と連携し、積極的な活用を図ります。

- ① 関係者相互の連携のための取組として、食品ロスを抱える事業者と活用したい事業者等とのマッチングを推進します。
- ② 食品寄贈を希望する企業等と、食品受贈を希望する県内の子ども食堂とのマッチングを行うことで、未利用食品等の利活用を促進します。
- ③ 災害時用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前に **フードバンク活動団体**等へ提供するなどの有効活用を促進します。
- ④ 事業者や団体、市町村が食品ロス削減の一環として実施する食品の寄附（フードドライブ）や、寄附食品回収ボックスの設置状況等を、県ホームページ等を通じて県民に広く周知し、未利用食品等の有効利用を促進します。

フードドライブ	マッチング支援コーディネート窓口
<p>「フードドライブ」とは、家庭で使いきれない食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄附する活動のことです。</p>  <p style="text-align: center;">[資料] 環境省</p>	<p>「マッチング支援コーディネート窓口」とは、県内のフードロスを抱える事業者と活用したい事業者を対象に相談を受け付け、マッチングを支援する窓口です。</p>  <p style="text-align: center;">(令和4（2022）年6月設置)</p>

(4) 市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する支援を行います。

- ① 市町村における地域特性に基づく創意工夫による普及啓発が行われるよう支援を行い、普及啓発活動の裾野を広げます。
- 新規** ② 市町村が行う食品ロス削減に向けた特色ある取組や先進的な事例について、県民や事業者、他市町村に対し発信を行い、連携体制の構築と情報共有を図ります。

(3) 計画の進行管理

食品ロス削減を実効的に推進するため、食品ロスの削減目標に加えて、主な施策の評価指標を定めるとともに各施策の実施状況について把握し、計画の進行管理を行います。

主な施策の評価指標

評価指標	現 状 (令和 7 (2025) 年度)	目 標 (令和 12 (2030) 年度)
県民の食品ロス問題を認知して削減に取り組む割合	96.4%	95%以上を維持
いばらきフードロス削減取組宣言の登録事業者等の事業所数	<u>905 事業所</u> (令和 8 (2026) 年 1 月時点)	2,000 事業所以上
いばらき食べきり協力店の登録数	<u>146 店舗</u> (令和 8 (2026) 年 1 月時点)	300 店舗以上
市町村の普及啓発取組実施数	35 市町村	44 市町村

(3) 計画の進行管理

食品ロス削減を実効的に推進するため、食品ロスの削減目標に加えて、主な施策の評価指標を定めるとともに各施策の実施状況について把握し、計画の進行管理を行います。

主な施策の評価指標

評価指標	現 状 (令和 7 (2025) 年度)	目 標 (令和 12 (2030) 年度)
県民の食品ロス問題を認知して削減に取り組む割合	96.4%	95%以上を維持
いばらきフードロス削減取組宣言の登録事業者等の事業所数	<u>0 件</u> (2025 年度開始)	2,000 事業所以上
いばらき食べきり協力店の登録数	<u>144 店舗</u>	300 店舗以上
市町村の普及啓発取組実施数	35 市町村	44 市町村

II 廃棄物処理の現状と処理量の予測【案 P.7~P.21】

1 一般廃棄物

ごみ排出量は減少傾向であるが、R5年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は全国より多い。(全国比+22%)

※全国と比較して庭木等の排出比率が高いことやプラスチックごみの分別が進んでいないことが影響しているものと分析。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	H30(2018)	R5(2023)
茨城県	615g	580g
全国	505g	475g

2 産業廃棄物・不法投棄

【産業廃棄物】

排出量は横ばいの状況であるが、最終処分量は増加。なお、県内最終処分場の残余容量は減少。

	H30(2018)	R5(2023)
排出量	11,547千トン	11,540千トン
最終処分量 (石炭火力発電所のばいじん等を除く)	145千トン	167千トン
県内最終処分場の残余容量	154万㎡	78万㎡

【不法投棄】

発生件数の多かったR2と比較すると、R4・R6では減少。

	R2(2020)	R4(2022)	R6(2024)
不法投棄発生件数	197件	87件	112件

※本資料とはレイアウトが異なります。

II 廃棄物処理の現状と処理量の予測【案 P.7~P.21】

1 一般廃棄物

ごみ排出量は減少傾向であるが、R5年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は全国より多い。(全国比+22%)

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	H30(2018)	R5(2023)
茨城県	615g	580g
全国	505g	475g

2 産業廃棄物・不法投棄

【産業廃棄物】

排出量は横ばいの状況であるが、最終処分量は増加。なお、県内最終処分場の残余容量は減少。

	H30(2018)	R5(2023)
排出量	11,547千トン	11,540千トン
最終処分量 (石炭火力発電所のばいじん等を除く)	145千トン	167千トン
県内最終処分場の残余容量	154万㎡	78万㎡

【不法投棄】

発生件数の多かったR2と比較すると、R4・R6では減少。

	R2(2020)	R4(2022)	R6(2024)
不法投棄発生件数	197件	87件	112件

※本資料とはレイアウトが異なります。